

## 長門市低入札価格調査制度の一部改正について

長門市最低制限価格制度の導入に伴ない長門市低入札価格調査制度の一部を改正します。

### ■調査の対象

**現行** 予定価格が500万円を超える工事又は製造で、入札価格が調査基準価格を下回ったもの。

**改正** 予定価格が3,000万円を超える工事又は製造で、入札価格が調査基準価格を下回ったもの。

### ■調査基準価格

#### **現行** ①土木等一般工事

直接工事費の95%+共通仮設費の90%+現場管理費の80%+一般管理費の30%（ただし予定価格（消費税抜き）の7/10~9/10の範囲内）

#### ②建築工事及び機械設備・電気設備・解体工事

（直接工事費の95%+共通仮設費の90%+現場管理費の80%+一般管理費の30%）×90%

（ただし予定価格（消費税抜き）の7/10~9/10の範囲内）

#### **改正** ①土木系工事（土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）

直接工事費の95%+共通仮設費の90%+現場管理費の80%+一般管理費の30%（合計額千円未満切捨て）

（ただし予定価格（消費税抜き）の7/10~9/10（千円未満切捨て）の範囲内）

#### ②営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事）

（直接工事費－現場管理費相当額A）の95%+共通仮設費の90%+（現場管理費+現場管理費相当額A）の70%+一般管理費の30%（合計額千円未満切捨て）

（ただし予定価格（消費税抜き）の7/10~9/10（千円未満切捨て）の範囲内）

上記算定式の現場管理費相当額Aは以下のとおり

ア 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工  
事業者を対象とした工事・・・直接工事費の20%

イ アを除く営繕系工事・・・直接工事費の10%

■判断基準（下線部が改正箇所です。）

改正	現 行
<p>調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの判断の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本的判断基準</p> <p>ア 調査に協力的であること。</p> <p>イ 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。</p> <p>ウ 工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。</p> <p>(2) 数値的判断基準</p> <p>ア 見積内訳書の審査基準</p> <p>(ア) 数量は仕様書に計上した設計数量（参考数量）<u>と同数であること。</u></p> <p>(イ) 材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格であること。</p> <p>(ウ) 建設廃棄物は適正な処理費用が計上されていること。</p> <p>(エ) 直接経費（直接工事費＋共通仮設費）は設計金額の75%以上であること。</p> <p>(オ) 各工種金額（中項目（レベル</p>	<p>調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの判断の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本的判断基準</p> <p>ア 調査に協力的であること。</p> <p>イ 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。</p> <p>ウ 工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。</p> <p>(2) 数値的判断基準</p> <p>ア 見積内訳書の審査基準</p> <p>(ア) 数量は仕様書に計上した設計数量（参考数量）<u>を満足していること。</u></p> <p>(イ) 材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格であること。</p> <p>(ウ) 建設廃棄物は適正な処理費用が計上されていること。</p> <p>(エ) 直接経費（直接工事費＋共通仮設費）は設計金額の75%以上であること。</p> <p>(オ) 各工種金額（中項目（レベル</p>

<p>2)) は設計金額の 50%以上であること。</p> <p>(カ) 共通仮設費積上分は設計金額の 50%以上であること。</p> <p>(キ) 共通仮設费率計上分(準備費・安全費等)は設計金額の 50%以上であること。</p> <p>(ク) 管理費(現場管理費+一般管理費)は設計金額の 30%以上であること。</p> <p>(ケ) 工事価格と入札金額は同一であること。また中項目(レベル 2)以上で、値引き等による調整、違算がないこと。</p> <p><u>(コ) 営繕系工事の場合は、(オ) 及び (ケ) における「中項目」を「科目」と読み替える。</u></p> <p>イ 判断基準額</p> <p>判断基準額は、調査基準価格 × 0.98 (<u>千円未満の端数は切捨</u>) とし、入札価格がこの額以上であること。</p> <p>(3) 落札・不落札の判断</p> <p><u>入札執行者は、(1) 及び (2) を総合的に勘案して、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否か」を判断し、最終的に落札・不落札を決定する。ただし、土木系、営繕系を問わず、機械設備工事、電気設備工事及び解体工事については、当分の間前号アの</u></p>	<p>2)) は設計金額の 50%以上である</p> <p>(カ) 共通仮設費積上分は設計金額の 50%以上であること。</p> <p>(キ) 共通仮設费率計上分(準備費・安全費等)は設計金額の 50%以上であること。</p> <p>(ク) 管理費(現場管理費+一般管理費)は設計金額の 30%以上であること。</p> <p>(ケ) 工事価格と入札金額は同一であること。また中項目(レベル 2)以上で、値引き等による調整、違算がないこと。</p> <p>イ 判断基準額</p> <p>判断基準額は、調査基準価格 × 0.98 (<u>小数点以下切捨</u>) とし、入札価格がこの額以上であること。</p> <p>(3) 落札・不落札の判断</p> <p><u>(1) 及び (2) を総合的に勘案して、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否か」を判断し、最終的に落札・不落札を決定する。ただし、機械設備・電気設備・解体工事(工種)については、当分の間「数値的判断基準」は適用しない。</u></p>
--	---

うち(エ)から(ク)まで及び前号 イの「判断基準額」は適用しない。	
--------------------------------------	--

■ 契約締結における条件 **新規**

- ① 本調査を実施した工事において、履行可能と判断し契約した工事については、現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼務を認めない。
- ② 低入札価格調査において第6項第1号コの下請予定業者として提示した者と異なる相手方との下請契約の締結をしてはならない。(あらかじめ発注者の承認を受けた場合を除く。)

■ 実施時期

平成23年4月1日以降に行う入札から適用します。